

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 太田市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家の解体補助金	助成	太田市空き家除却補助事業	次の①および②に該当する工事 ①空き家の全部を除却すること ②建設業法の許可を受けた者または建設リサイクル法の解体工事業の登録を受けた者で、市内に事業所を有する個人事業主または市内に本店もしくは事業所を有する法人による工事 ※詳細については市のHPをご覧ください。	対象空き家：市内に所在する概ね1年以上居住その他の使用実態がない、個人が所有する一戸建ての専用住宅もしくは併用住宅(居住用の床面積が延べ床面積の2分の1以上のもの)または長屋  対象者：申請者とその世帯全員が市税等に滞納がなく、次の①または②に該当する方 ①空き家の所有者または相続人 ②上記①の同意を得た敷地の所有者 ※詳細については市のHPをご覧ください。	次の①・②・③のうち最も少ない額 ①補助対象工事費(その他欄の工事費を除く)×1/2 ②延床面積(m <sup>2</sup> )×13,000円×1/2 ③50万円(補助金限度額)			令和8年6月14日から令和9年10月13日まで	予算の範囲内	まちづくり推進課	0276-47-1843	<a href="https://www.city.ota.gun.ma.jp/page/1151.html">https://www.city.ota.gun.ma.jp/page/1151.html</a>	対象とならない工事費 ・登壇、扉、門扉、塀、立ち木等の除去工事費 ・家財道具、敷地の残置物等の助産撤去処分費 ・給排水管、給湯器、太陽光パネル等の撤去費 ・諸経費(重機回送費を除く)等